

大阪市規則第95号

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立児童福祉施設条例施行規則(昭和39年大阪市規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<u>（条例第3条第5号の市長が定める事業）</u>	
<u>第6条</u> <u>条例第3条第5号の市長が定める事業を行う保育所は、大阪市立住吉乳児保育所とする。</u>	[新設]
（納期限）	（納期限）
<u>第7条</u> <u>条例第4条の市規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u>	<u>第6条</u> [同左]
[(1)・(2) 略]	[(1)・(2) 同左]
(3) <u>条例第3条第2号ウ及び第3号から第5号までに定める使用料</u> 当該児童が保育を受ける日	(3) <u>条例第3条第2号ウ、第3号及び第4号に定める使用料</u> 当該児童が保育を受ける日
（使用料の減免）	（使用料の減免）
<u>第8条</u> [略]	<u>第7条</u> [同左]
[2～5 略]	[2～5 同左]
<u>6</u> <u>市長は、条例第5条第4項の規定により、条例第3条第5号に定める使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免することができる。</u>	[新設]
(1) <u>条例第5条第4項第1号に該当する場</u>	

合 免除 <u>(2) 条例第5条第4項第2号に該当する場合</u> 合 <u>1日につき600円の減額</u> (施行の細目) <u>第9条</u> [略] 附 則 [1・2 略] (使用料の納期限の特例) 3 条例第3条第1号に定める使用料の納期限に係る<u>第7条第1号</u>の規定の適用については、当分の間、同号中「翌月の5日」とあるのは「翌々月の26日」とする。 別表第5 (<u>第8条</u>関係) [表 略] [備考 略] 別表第6 (<u>第8条</u>関係) [表 略] [備考 略]	(施行の細目) <u>第8条</u> [同左] 附 則 [1・2 同左] (使用料の納期限の特例) 3 条例第3条第1号に定める使用料の納期限に係る<u>第6条第1号</u>の規定の適用については、当分の間、同号中「翌月の5日」とあるのは「翌々月の26日」とする。 別表第5 (<u>第7条</u>関係) [表 同左] [備考 同左] 別表第6 (<u>第7条</u>関係) [表 同左] [備考 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。